

## 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成 22 年 05 月 14 日  
新岩手農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当組合の金融円滑化に係る措置(方針制定、体制整備、貸付け条件変更等)の実施状況について公表いたします。

### 1 金融円滑化法に係る基本方針の概要

当組合では、金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づき、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化に係る基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

#### 金融円滑化に係る基本方針(概要)

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文は、別紙1「金融円滑化に係る基本方針」をご参照ください。

平成 22 年 02 月 01 日に公表しております。

## 2 金融円滑化法に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」とし、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化に係る対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化に係る対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支所では、金融円滑化に係る取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

(注) 体制の概要は、別紙2「中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制(イメージフロー図)」をご参照ください。

## 3 金融円滑化法に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- (1) お客さまからの、金融円滑化に係るご相談の窓口を金融部に設置しているほか、各支所においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化に係る措置に対する苦情については、金融部に受付窓口を設置しております。また、各支所で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融部に連絡をし、金融部と各支所が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。
- (3) 各支所では、金融円滑化に係る取引の苦情相談内容について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

(注) ご相談窓口は、別紙3「金融円滑化へのご相談窓口のご案内」をご参照ください。

#### 4 中小企業のお客さまの事業改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業のお客さまの事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- (1) 金融円滑化責任部署（または、金融円滑化管理協議会等）を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

#### 5 中小企業のお客さまからの債務の弁済に係る負担軽減の申込み等への対応措置の状況

別表1 - 1「法第4条に基づく措置の実施状況」のとおり。

#### 6 住宅資金をご利用中のお客さまからの債務の弁済に係る負担軽減の申込み等への対応措置の状況

別表1 - 2「法第5条に基づく措置の実施状況」のとおり。

以上

(別紙 1)

## 金融円滑化にかかる基本の方針

当JA新いわて(以下、「当JA」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 中小企業者等金融円滑化法への対応

(1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまい

ります。

- (2) 当JAは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような体制を整備いたしております。

(1) 金融円滑化管理委員会の設置

組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 金融円滑化管理責任者の設置

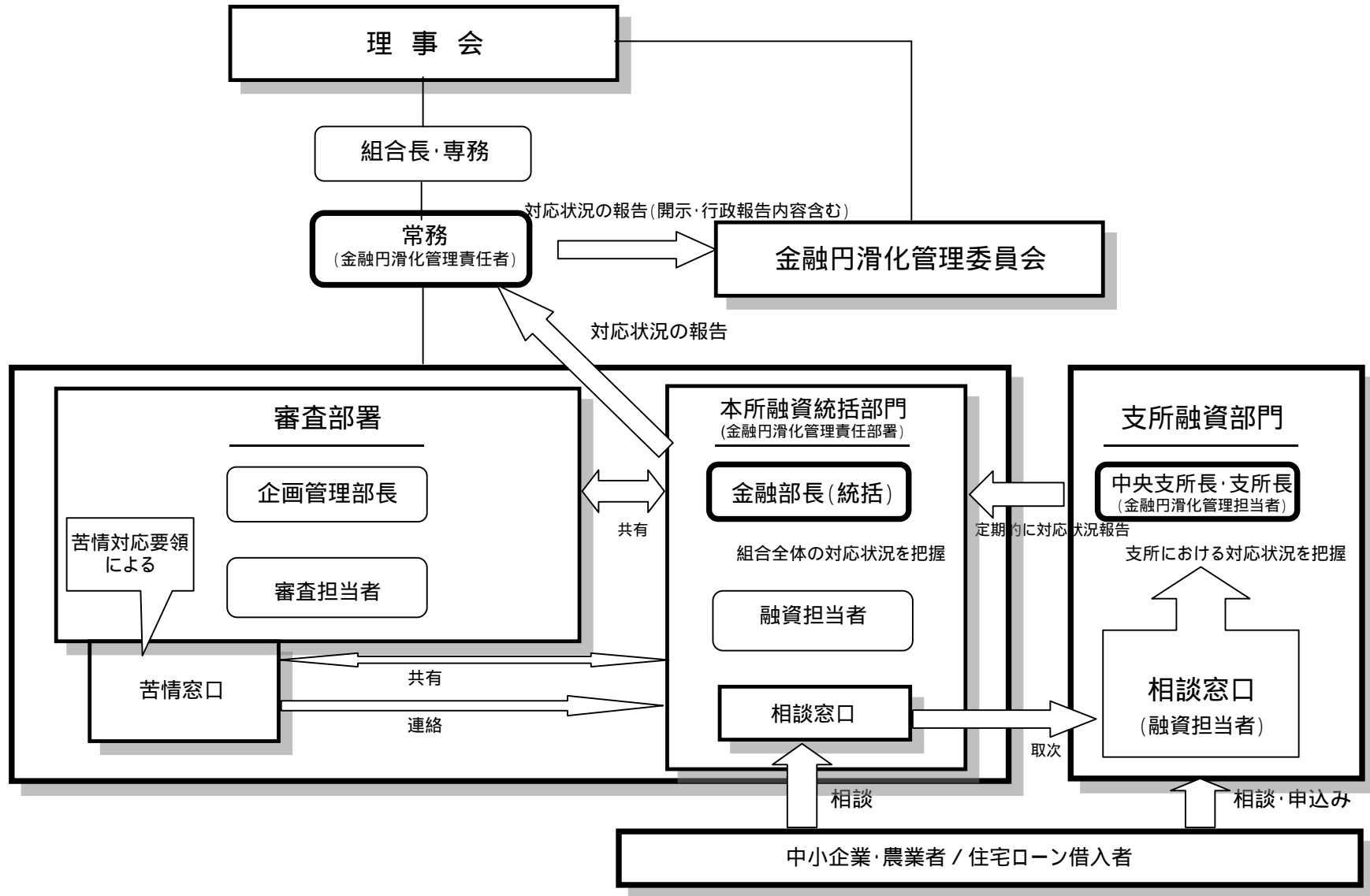
信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 金融円滑化管理担当者の設置

各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(別紙2) 中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制(イメージフロー図)



(別紙3)

## 金融円滑化へのご相談窓口のご案内

### お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 所	滝沢村鶴飼字向新田 7-76	金融部融資課	019-699-3332
滝沢中央支所	滝沢村鶴飼字向新田 7-76	融 資 係	019-684-2211
滝沢山麓支所	滝沢村滝沢字砂込 445-2	融 資 係	019-688-4026
雫石中央支所	雫石町高前田 152	融 資 係	019-692-0111
西根中央支所	八幡平市大更 25-56-1	融 資 係	0195-76-2311
西根北支所	八幡平市平館 9-259	融 資 係	0195-74-3511
松尾中央支所	八幡平市野駄 19-84	融 資 係	0195-74-3211
安代中央支所	八幡平市吹田 70-2	融 資 係	0195-72-3111
田山支所	八幡平市石名坂下夕 16-1	融 資 係	0195-73-2011
玉山中央支所	盛岡市玉山区洪民字鶴飼 1-1	融 資 係	019-683-2211
好摩支所	盛岡市玉山区好摩字夏間木 3-5	融 資 係	019-682-0012
岩手中央支所	岩手町大字五日市 12-60-2	融 資 係	0195-62-2161
葛巻中央支所	葛巻町葛巻 9-35-7	融 資 係	0195-66-2444
久慈中央支所	久慈市中央 1 丁目 57	融 資 係	0194-52-1311
種市支所	洋野町種市 23-27-87	融 資 係	0194-65-2006
大野支所	洋野町大野 8-18-1	融 資 係	0194-77-2161
山形支所	久慈市山形町川井 8-30	融 資 係	0194-72-2311
野田支所	野田村大字野田 20-10	融 資 係	0194-78-2151
普代支所	普代村 13-94-1	融 資 係	0194-35-2231
二戸中央支所	二戸市石切所荷渡 22-7	融 資 係	0195-23-4351
九戸支所	九戸村大字伊保内 7-25-1	融 資 係	0195-42-3111
軽米支所	軽米町大字軽米 8-56-5	融 資 係	0195-46-2911
奥中山中央支所	一戸町中山字大塚 82-2	融 資 係	0195-35-2213
浄法寺支所	二戸市浄法寺町下前田 47-5	融 資 係	0195-38-2321
一戸支所	一戸町西法寺字諏訪野 2-5	融 資 係	0195-33-3111
宮古中央支所	宮古市宮町 1 丁目 3-5	融 資 係	0193-64-1802
山田支所	山田町川向町 7-23	融 資 係	0193-82-4355
川井支所	宮古市川井 2 地割字中川井 170-6	融 資 係	0193-76-2211
岩泉支所	岩泉町岩泉字天間 17-1	融 資 係	0194-22-2311
田野畑支所	田野畑村菅窪 33-14	融 資 係	0194-34-2011

(ご相談受付時間: 平日 9 時 ~ 15 時)

なお、貸出条件変更等に係るご意見・苦情につきましては、本所企画管理部  
リスク管理課にてお受けいたします。

(電話番号 019-699-3363)

## 法第 4 条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2	72	4	87
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	2	72	2	72
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	2	72
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	2	72	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	0	0	2	14
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	1	12
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	1	2
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

## 法第 5 条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	1	5
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	1	5
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(注) 法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。